

**『マカオ特別行政区の医療従事者が横琴広東マカオ深度合作区で
開業する際の管理規定』を公表**

珠海市人民代表大会常務委員会公告

〔第十期〕第十六号

『マカオ特別行政区の医療従事者が横琴広東マカオ深度合作区で開業する際の管理規定』はすでに珠海市第 10 期人民代表大会常務委員会第 14 次会議で 2023 年 5 月 26 日に採択され、ここに公布し、2023 年 8 月 1 日より施行する。

珠海市人民代表大会常務委員会 2023 年 5 月 26 日

**マカオ特別行政区の医療従事者が横琴広東マカオ深度合作区で
開業する際の管理規定**

(2023 年 5 月 26 日珠海市第 10 期人民代表大会常務委員会
第 14 次会議で採択)

第一条 横琴広東マカオ深度合作区（以下、「合作区」という）の建設を促進し、合作区におけるマカオ特別行政区（以下、「マカオ」という）の医療従事者による便利かつ秩序ある医療サービスの提供を促進するため、関連法律および行政法規の基本原則ならびに『粵港澳大湾区発展計画綱要』、『横琴広東マカオ深度合作区建設全体方案』、

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

『横琴広東マカオ深度合作区発展促進条例』の規定に基づき、合作区の実情に合わせて本規定を策定する。

第二条 本規定に従って登録されたマカオの医療従事者は、合作区の範囲内でマカオ医療従事者資格認定証明書に準拠した医療サービスを提供することができる。

第三条 本規定に従って合作区でサービスを提供するマカオの医療従事者は、同時に以下の条件を満たさなければならない。

(一) マカオの住民資格を有すること

(二) マカオ医療従事者資格認定証明書を所持していること

(三) マカオの『医療従事者専門資格および開業登録制度』の適用範囲に含まれる医療従事者で、主に医師、歯科医師、中医医師（中国伝統医学医師）、薬剤師、中薬師、看護師、臨床検査技師、放射線技師、カイロプラクター、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士、栄養士、薬局の技術助手などが含まれる。

(四) マカオで2年以上関連業務に従事していること

(五) 法律や行政法規により医療・保健サービスへの従事を禁止する状況がないこと

第四条 本規定に従って登録されたマカオの医療従事者は、法律に従って設立された医療機関に雇用され、合作区の範囲内でのみ医療サービスを提供しなければならない。

第五条 マカオの医療従事者は、合作区で医療サービスを提供する前に、合作区の衛生健康主管部門に登録申請を行い、または雇用先の医療機関に文書で申請を代行させ、登録のための管理方法に従って資料を提出しなければならない。

登録の管理方法は、合作区の衛生健康主管部門が別途定めるものとする。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

第六条 合作区衛生健康主管部門は、登録申請書を受理した日から 20 日以内に申請書類を審査し、申請が適格であれば登録され、開業証明書が発行される。開業証明書には、診療場所、診療区分、診療範囲および開業期間を記載しなければならない。

条件を満たさないために登録が拒否された場合、合作区衛生健康主管部門は、登録申請受理日から 20 日以内に雇用主および申請者に書面にて通知し、その理由を説明しなければならない。

合作区衛生健康主管部門に登録されていないマカオの医療従事者は、合作区で医療サービスを提供してはならない。

第七条 登録の有効期間は、医療機関がマカオの医療従事者を雇用する期間と同じで、最長 3 年間とし、期間満了時に更新することができる。

マカオの医療従事者が診療場所、診療区分、診療範囲などの登録事項を変更する場合、合作区健康衛生部門に変更手続きを申請しなければならない。

第八条 合作区で開業するマカオの登録済み医療従事者は、中国本土の医療、衛生、薬品管理、診療・看護などに関する法律、法規、規則を遵守し、登録された診療場所、診療区分、診療範囲、開業期間に従って、関連する診療活動に従事し、関連規定に従って定期的な評価を受けなければならない。

医療機関は規則や規定を制定・改善し、雇用されたマカオ医療従事者の管理・教育を強化し、未登録のマカオ医療従事者を雇用して関連の診療活動に従事させてはならず、また、開業証明書に記載された診療場所、診療区分、診療範囲、開業期間を超えてマカオ医療従事者を関連診療活動に従事させてはならない。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

第九条 合作区で開業証明書をすでに取得したマカオの医師、中医医師、歯科医師は、勤務先の合作区内医療機関で処方権を有し、その他のマカオ医療従事者は合作区内で処方する権利を有しない。

第十条 登録済みのマカオ医療従事者は、規定に応じて継続的な医学教育研修に参加すべきである。合作区衛生健康主管部門は、登録済みマカオ医療従事者を継続的な医学教育研修の範囲に含めるものとする。

医療機関は、その施設で勤務するマカオの医療従事者が継続的な医学教育研修を受けられるように保障しなければならない。

登録済みのマカオ医療従事者が、マカオで継続的な専門能力開発活動に参加し、所定の単位を取得した場合、合作区衛生健康主管部門はそれを承認するものとする。

第十一条 マカオで5年以上臨床業務に従事したマカオの中医医師は、合作区内に中医診療所を設立して診療することを申請することができ、合作区の衛生健康主管部門は申請を受理した後、中医診療所開設に関連する規定を参照して手続きを取るものとする。

第十二条 合作区で1年間診療した登録済みのマカオ医療従事者は、合作区の衛生健康主管部門に主たる診療機関以外の合作区内の医療機関で対応する診療活動を行うことを申請することができ、主たる診療機関の同意を得る必要がある。

第十三条 合作区衛生健康主管部門および総合法律執行部門は、中国本土の関連法律、法規および規則に従い、合作区における登録済みマカオ医療従事者の診療活動を監督・管理するものとする。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

第十四条 マカオの医療従事者が登録なしに合作区域内で医療サービスを提供した場合、または登録済みマカオ医療従事者が開業証明書に記載された診療場所、診療区分、診療範囲、開業期間に従って医療サービスを提供しなかった場合、『中華人民共和国医師法』、『看護師条例』、『医療機関管理条例』の規定に従って処罰される。

第十五条 合作区内の医療機関が、本規定に従って登録していないマカオの医療従事者、またはその他の合法的な医療行為許可を取得していない医療従事者を雇用して、合作区内で関連する医療行為に従事させた場合、非衛生技術者を使用したものとみなされ、『医療機関管理条例』第 47 条の規定に従って処罰される。

第十六条 法律、規則、規定に違反して合作区で医療サービスを提供したマカオの医療従事者は、関連規定に従って処罰される。

第十七条 登録済みのマカオ医療従事者が合作区で診療中に医療紛争が発生した場合、『医療紛争予防処理条例』、『医療事故処理条例』および関連規定に従って処理するものとする。

第十八条 合作区衛生健康主管部門は、マカオ医療従事者の診療情報管理システムを構築しなければならない。

マカオ医療従事者の診療情報は、合作区政府のウェブサイトで公開される。

第十九条 本規定は 2023 年 8 月 1 日より施行する。